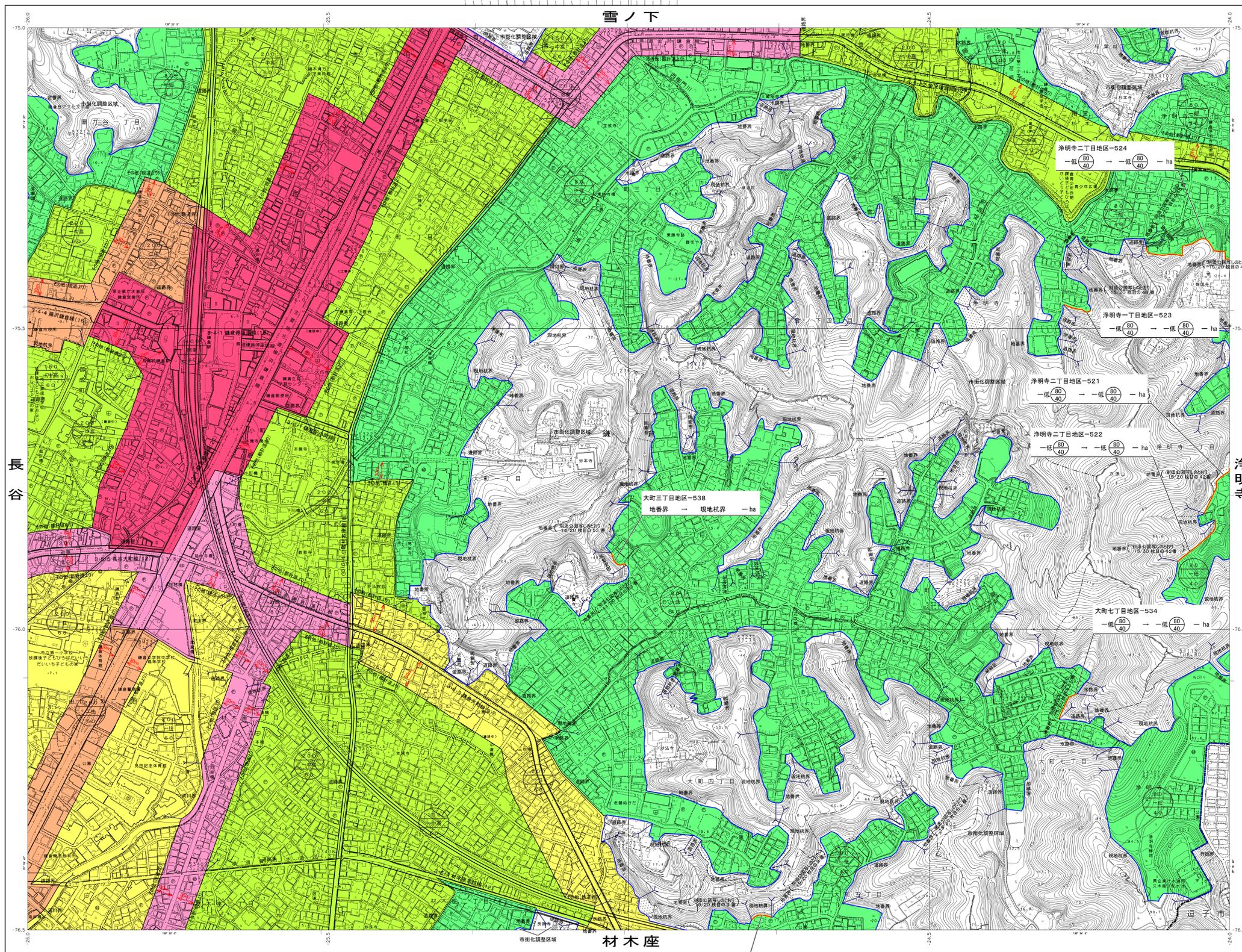


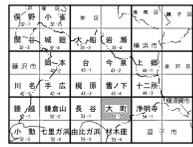
(案)

大町

1:2,500 都市計画基本図
IX-MD 53-2



IX-MD 53-2



普通道路	A25.6 三角点
準主要道路	B25.62 準点
主要道路	C25.6 点
支線道路	D25.62 準点
支線道路	E25.6 点
支線道路	F25.62 準点
支線道路	G25.6 点
支線道路	H25.62 準点
支線道路	I25.6 点
支線道路	J25.62 準点
支線道路	K25.6 点
支線道路	L25.62 準点
支線道路	M25.6 点
支線道路	N25.62 準点
支線道路	O25.6 点
支線道路	P25.62 準点
支線道路	Q25.6 点
支線道路	R25.62 準点
支線道路	S25.6 点
支線道路	T25.62 準点
支線道路	U25.6 点
支線道路	V25.62 準点
支線道路	W25.6 点
支線道路	X25.62 準点
支線道路	Y25.6 点
支線道路	Z25.62 準点

第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用
第一種住居地域	第一種住居
第二種住居地域	第二種住居
準住居地域	準住居
近隣商業地域	近隣商業
商業地域	商業
準工業地域	準工業
工業地域	工業
工業専用地域	工業専用

都市計画区域	都市計画
町丁界・字界	町丁界・字界
区域区分界	区域区分
変更しようとする区域線	変更しようとする区域線
変更前の区域線	変更前の区域線

第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用
第一種住居地域	第一種住居
第二種住居地域	第二種住居
準住居地域	準住居
近隣商業地域	近隣商業
商業地域	商業
準工業地域	準工業
工業地域	工業
工業専用地域	工業専用

本図は平成14年国土交通省告示第9号の規定により制定されたものである。
 図面は縮尺1/2,500の縮尺で表示されている。
 図面に示したある種地籍は、国土地院院の調査によるものである。
 図面に示したある種地籍は、国土地院院の調査によるものである。
 図面に示したある種地籍は、国土地院院の調査によるものである。
 図面に示したある種地籍は、国土地院院の調査によるものである。

国際航業株式会社調製

平成10年調査	1. (1) 平成10年 6月 国土交通省告示第9号
平成11年調査	2. (1) 平成11年 6月 国土交通省告示第9号
平成12年調査	3. (1) 平成12年 6月 国土交通省告示第9号
平成13年調査	4. (1) 平成13年 6月 国土交通省告示第9号
平成14年調査	5. (1) 平成14年 6月 国土交通省告示第9号
平成15年調査	6. (1) 平成15年 6月 国土交通省告示第9号
平成16年調査	7. (1) 平成16年 6月 国土交通省告示第9号
平成17年調査	8. (1) 平成17年 6月 国土交通省告示第9号
平成18年調査	9. (1) 平成18年 6月 国土交通省告示第9号
平成19年調査	10. (1) 平成19年 6月 国土交通省告示第9号
令和元年調査	11. (1) 令和元年 7月 国土交通省告示第9号

1:2,500
 大町五丁目地区-513
 地籍界 → 現地境界 — ha

この図面・図案は、建設省告示第9号の規定により制定されたものである。	この図面・図案は、建設省告示第9号の規定により制定されたものである。	この図面・図案は、建設省告示第9号の規定により制定されたものである。

IX-MD	市名	鎌倉市
事項	鎌倉市都市計画用途地域の変更	
件名	鎌倉市都市計画用途地域の変更	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2,500	
番号	7/10	
作成年月日	令和 年 月 日	

